

姫路セントラルパークのスカイサファリは、国土交通省の鉄道で許認可を頂き営業運行をしております。

平成18年10月1日より鉄道事業法の一部改正された安全管理規程第2条第3項により、安全の取り組みの実績その他安全に関する情報について安全報告として公表いたします。

加森観光株式会社
姫路セントラルパーク 動物部
動物ふれあい課索道係

索道安全報告書

[平成21年度]

スカイサファリの安全に対する取り組みについて

1. 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定める。
2. 職員等の安全に係わる行動範囲（安全の基本的理念、安全方針）は次の通りとする。

○ 輸送の安全を確保するための基本的方針

- (1) 一致協力して輸送の安全確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務は実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
- (5) 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を行うこと。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保いたします。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むこと。

輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制並びに方法

<安全目標>

◎ 事故・トラブルの発生件数ゼロを目指す。

安全目標を達成するため、次の様な安全重点施策を定めて取り組んでいます。

<安全重点施策>

1. 始業点検、定期点検の確実な実施
2. 常に施設の異常に対する変化、お客さまの動静に注意
 - (1) 施設の異常に対する判断能力の育成ならびに高揚を図る。
 - (2) お客様（お子さま）の動行把握に注意を配る。
3. 自社、他社のトラブル情報のグループ共有化（緻密で確実な報告）

○ 輸送の安全の確保に関する組織体制

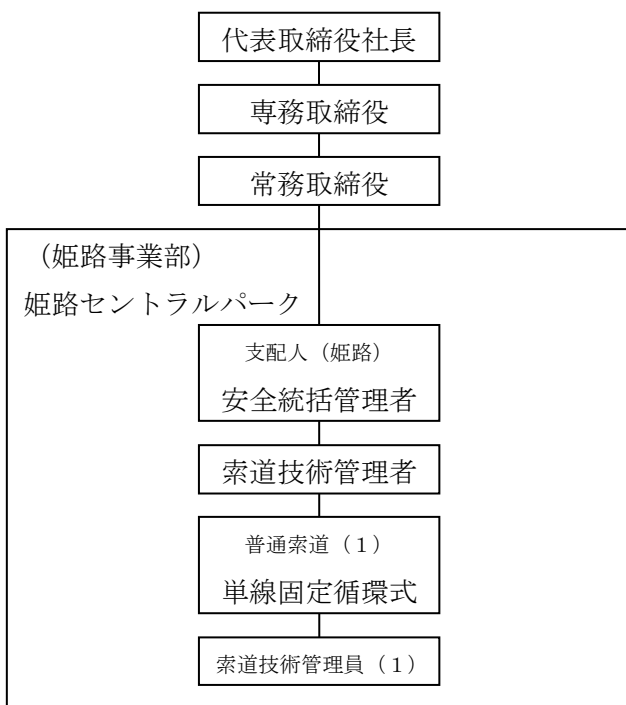
- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。

- (3) 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証をおこなわせる。
- (4) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の状況について安全統括管理者より報告を受け、内容を把握し、必要な改善を行うものとする。
- (5) 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその責務を行う上での意見を尊重する。
- (6) 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下、「事故、災害」という）規模や内容に応じ、対応方法及び必要な要領を職員等に周知徹底する。

○ 安全確保に関する体制図

姫路セントラルパークの索道事業における安全確保に関する各責任者の役割及び権限は、下図に上げるとおりとする。また、ヒヤリハット報告制度を取り入れ、日々の業務に反映させております。

安全確保に関する体制図



○ 責任者の役割及び権限

1. 安全統括管理者：
索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。
2. 索道技術管理者：
安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。
3. 索道技術管理員：
索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

輸送の安全の確保に関する管理方法

○ 輸送の安全を確保するための取り組み

1. 緊急時対応訓練

当施設では、万一の索道事故や災害を想定した救助訓練や、予備原動機への切り替え操作訓練を実施し、緊急時には、迅速かつ安全に行える体制を整えています。

2. 救命講習（AEDを含む）

ご来場されたお客様への安全の為、遊園地・動物の各事務所にAEDを配置し、万全を期しております。

3. 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

(1) スカイサファリの整備・点検の実施

当園の休園日や、法定検査時に握索装置関係・搬器（ゴンドラ）関係・原動設備関係・制動装置関係・支柱受圧索装置関係・油圧装置関係・予備発電機関係の整備点検（給油・点検・整備・調整・部品交換等）を実施いたしました。

(2) オフシーズン中に従業員教育を実施いたしました。

(3) 営業運行前には、必ず始業点検・試運転を実施し、不具合が生じた場合には、調整・整備を即時行い、不具合を解

消した後に、お客様の安全が確保されている事を確認の後、営業運行に入りました。

- (4) 乗り場、降り場では、声掛けを行いお客様が安全に乗降を行える様、サポートいたしました。
- (5) 体が不自由で、動きながらの乗降車が、難しいと思われる方についても、お声を掛けて、停止での乗降車が望ましい方には、停止での乗降車にて、安全にご利用頂きました。
- (6) 小学生低学年以下のお子さまの団体のご利用の際にも、停止での乗降車にて、安全にご利用頂きました。
- (7) 天候・風等には、随時注意し、気象の変化に対応した運行に努めました。
- (8) 気象状態を随時注意し、雷接近並びに、風の強まりにて、運休となりそうな場合は、告知を掲示し、お客様への早期対応に努めました。
- (9) 運輸局・索道協会からの事故情報は、従業員に回覧し、安全意識の向上に努めました。

<非常制動機の分解整備>



<予備原動機への切替訓練>



<高所位置での救助訓練>



○ 点検・検査について

索道運行開始前に始業点検を実施し、運行に支障が無い事を確認後、営業運行を行っています。
また、定期検査（毎年2月に実施）を関係法令及び自社の「整備細則」に基づいて実施しています。

○ 索道事故及びインシデントの発生状況と防止措置

平成21年度の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ

索道運転事故・インシデントの発生状況

普通索道（スカイサファリ）

索道運転事故・インシデント等の発生は、ありませんでした。

○ 索道運転事故の定義と意義について

索道運転事故とは、「索条切断事故・搬器落下事故・搬器衝突事故・搬器火災事故・索道人身障害事故」を指します。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 索条切断事故 | 索条が切れた事故を指します。 |
| 2. 搬器落下事故 | 搬器が落下した事故を指します。 |
| 3. 搬器衝突事故 | 搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触下事故を指します。 |
| 4. 搬器火災事故 | 搬器に火災が発生した事故を指します。 |
| 5. 索道人身障害事故 | 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。 |

インシデントとは、「索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」であり、鉄道事故等報告規則第4条第2項各号に挙げるものです。

1. 索条に重大な損傷が生じた事態。
2. 索条の張力が異常に増大または減少した事態。
3. 索条が受索装置、滑車などから外れた事態。

4. 握索または放索が不完全になった事態。
5. 支柱、制動装置、保安装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
6. 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。

- スカイサファリも、今年の7月で丸7年を超え、無事故で営業を行ってきました。
- 本年度も、無事故での営業を行う為に、安全・安心を第一に考え、取り組んでいきます。
- また、お客様に喜ばれる施設となる様に、努めてまいります。
- 姫路セントラルパークにご来園された際には、スカイサファリをご利用頂けると嬉しく思います。
- 従業員一同、お待ちしておりますので、今後とも、姫路セントラルパークを宜しくお願い致します。